本書の特長と使い方

本書は、受験生のみなさんが行政書士試験合格に必要な知識をスムーズに習 得できるように、様々な要素を盛り込んでいます。以下では、これらの要素 について説明しつつ、本書の効果的な学習法を紹介します。

1. 科目別ガイダンスで科目の概要・出題傾向を把握しよう!

科目別ガイダンス

1 憲法とは何か ◆

(1) 憲法の役割

憲法(正式名称は「日本国憲法」)とは、日本における法(ルール)の中で **最上位に位置づけられる根本的な法**のことで**☆**。したがって、国家権力は、憲 法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはでき ません。

> 1 科目の概要を説明しています。本格的 な学習に入る前に科目の概要を理解してお くと、以後の学習がスムーズになります。

|2| 出題傾向表

10年間(平成24年度~令和3年度)分の本試験の出題傾向を表にまとめまし た。

(1) 総論

(-) (148-2111)										
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
憲法の意味						0				
天皇							\triangle		\triangle	
A			・その	· テーマ	フからと	- 川語	△ . 眸	m 1 -	7/1/	て出題

本試験の出題傾向が一目でわかるように、過去10年 間の本試験で出題されたテーマを一覧表にしています。

3 分析と対策 ←

(1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかり学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

(2) 学習内容

① 人権

「人権」では、「**精神的自由権**」の出題頻<mark>度が高いので、「精神的自由権」に</mark>

3 出題傾向を踏まえた上で、学習すべき内容やテーマを示しています。これにより、効果的な学習が可能になります。

2. テーマの重要度、学習のポイントを確認しよう!

本試験での出題可能性の高いテーマから順にA~Cのランクを付けています。まずはAランクのテーマを重点的に学習しましょう。

第3節 精神的自由権





学習のPOINT

精神的自由権には、①思想及び良心の自由、②信教の自由、③表現の自由、④学問の自由の4種類があります。特に、③表現の自由は頻出ですので、重点的に学習しましょう。

2 講師が各テーマの全体像や学習指針についてアドバイスしています。本文を学習する際には、常に意識しておきましょう。

1 難しい言回しを避け、できる限りわかりやすく解説 しています。くり返し読んで、理解していきましょう。

生存権

生存権とは、憲法25条1項の定める「健康で文化的な最低限 度の生活を営む権利しのことです。これは、福祉国家の理想に 基づき、社会的・経済的弱者を保護するために保障されていま す。

生存権については、以下のような判例があります。*1

最重要判例 朝日訴訟 (最大判昭42.5.24)

事案 朝日氏が受領していた生活扶助が健康で文化的な最低限度の 生活水準を維持するに足りるかどうかが争われた。

結論 訴え却下 ※2 ※3

①生存権の法的性格

25条の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の 生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務とし て宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利・ を賦与したものではない。

②健康で文化的な最低限度の生活の認定判断

健康で文化的な最低限度の生活は、抽象的な相対的概念で あり、その具体的内容は、文化の発達・国民経済の進展に伴 って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考量し て初めて決定できる。したがって、何が健康で文化的な最低 限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣(現厚生労働大 臣)の合目的的な裁量に委ねられており、その判断は、当不 当の問題として政府の政治責任が問われることはあっても、 直ちに違法の問題を生じることはない。 630-5-1 ◀

- 4 長文の判例は分割して小見出し を付けていますので、長文の判例も スムーズに理解することができます。
- 6 過去の本試験で出題された知識については、出題年度・ 問題番号・肢番号を付けていますので、重要部分が一目で わかるようになっています。なお、一番左の数字で、18~ 30は平成を、元~3は令和を表しています。 630-5-1と は、平成30年度問題5肢1を意味しています。

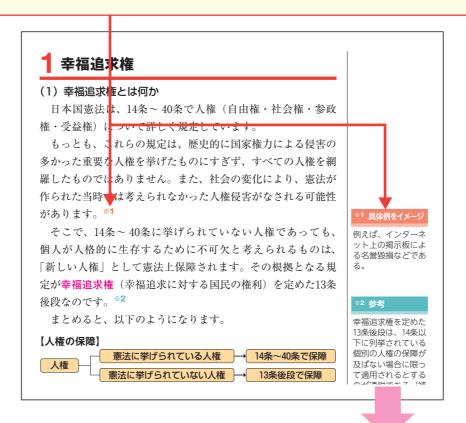
2 重要語句は赤 シートで消えるよ うになっています。 赤シートを重ねた 状態で重要語句を 埋められるように トレーニングしま しょう。

3 判例の中でも特に 重要な判例を表の形で 掲載しています。事案 も掲載していますので、 判例を具体的に理解す ることができます。

5 判旨の中で重要な 部分を赤字にしていま すので、メリハリをつ けて押さえることがで きます。なお、最重要 判例の赤字は赤シート で消えません。

4. 側注を上手に利用しよう!

1 本文をより理解しやすくするため、充実した側注を付けています。本文を読んでいて※が付いている部分が出て来たら、同じ番号の側注を確認しましょう。側注は、基本的な事項(赤色)と応用的な事項(青色)に分けてありますので、初学者の人は、まずは赤色の側注のみ読んでいくとよいでしょう(2回目以降は青色の側注も読んでみてください)。なお、側注の具体的な内容については、以下の表のとおりです。



【基本的な事項(赤色)】 *用語

*具体例をイメージ	本文中の内容をイメージできるような具体例を挙げています。					
*重要判例	本試験で出題が予想される重要な判例を掲載しています。					
*よくある質問	講師が受験生からよく受ける質問を掲載し、その質問にわかりやすく 回答しています。					
【応用的な事項(青色)】						
*参考	本文の内容に関連する発展的な事項を掲載しています。					
*過去問チェック	本文の内容が実際に出題された過去問を掲載しています。なお、正誤 判断のポイントには下線を付けています。					
**引っかけ注意!	講師が答案を採点していて気付いた受験生の間違いやすいポイントを 指摘しています。					
*受験テクニック	講師が覚え方・考え方のコツなど秘伝のテクニックを伝授しています。					
*記述対策	記述式で出題が予想される部分や、誤字に注意すべき漢字などについ て指摘しています。					
 *法改正情報	近時、法改正があった点について説明しています。					

わかりにくい法律用語・専門用語の意味を説明しています。

5. 確認テストを解こう!

1 テーマごとに1問1答○×式の確 認テストを用意していますので、その テーマの知識が定着しているかをすぐ に確認することができます。

2 ○×の解答のみならず、 その根拠となる部分につい て簡潔な解説を掲載してい ます。○×は赤シートで消 えるようになっています。

確認テスト

- □□□ 1 憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられている国の 最高法規である。
- □□□ 2 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の一般国民は、 憲法を尊重し擁護する義務を負う。
- □□□ 3 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地 位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」 は、国家権力の属性としての最高独立性の意味である。

解答 10 (98条1項) 2×天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務 員は、憲法を尊重し擁護する義務を負うが(99条)、一般国民はこのような義務を負 わない。 **3**×国政についての最高の決定権の意味である。

6. くり返し読み込もう!

あとは、1.~5.をくり返して、行政書士試験合格に必要な知識をどんどん定着さ せていきましょう! 1回で理解できなかったとしても、何度も読み込むうちに 理解できるようになるので、まったく気にする必要はありません。むしろ、知識 の定着のためには、1回ですべてをマスターしようとするのではなく、何回もく り返し学習することが重要です。

7. 別冊六法で条文を確認しよう!

行政書士試験の学習において重要な法令をピックアップした別冊六法が付いてい ます。取り外し可能となっていますので、持ち運びにも便利です。また、重要語 句は赤文字になっており、付属の赤シートで隠しながら条文の文言を確認するこ とができます。

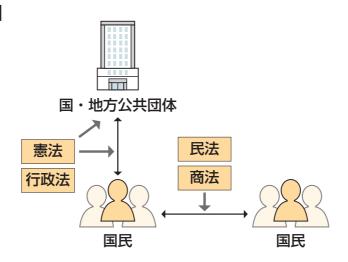
科目別ガイダンス

1 民法とは何か

(1) 民法とは何か

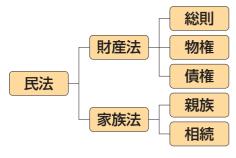
今まで学習してきた憲法と行政法は、**国・地方公共団体の内部組織や、国・地方公共団体と国民との関係**について定めたものでした(いわば縦の関係です)。これに対して、これから学習する民法(商法もです)は、**国民と国民の関係**について定めたものです(いわば横の関係です)。

【法律の適用範囲】



民法は、①総則、②物権、③債権、④親族、⑤相続の5つのまとまりで構成されています。そして、総則・物権・債権をまとめて財産法、親族・相続をまとめて家族法といいます。したがって、民法は、財産や家族といった日常生活に関する国民どうしの関係について定めた法律といえます。

【民法の構成】



民法全体にわたって共通する事項について定めた部分 土地などの物に対する権利について定めた部分 人(相手方)に対する権利・義務について定めた部分 婚姻関係・親子関係などの家族関係について定めた部分 人が死亡した場合の財産の流れについて定めた部分

(2) 契約

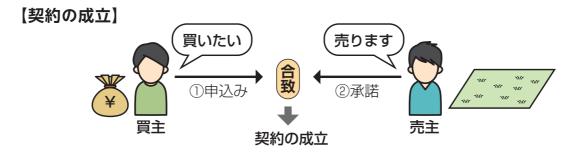
① 契約とは何か

契約は、民法のあらゆる部分で登場する概念ですので、本格的な学習を始める前に、契約についてしっかりと理解しておきましょう。

契約とは、2人の人間の意思の合致により成立するものであり、拘束力を有する点で、単なる約束とは異なります。例えば、デートの約束であれば、守らなかったとしても裁判所に訴えることはできませんが、契約の場合、守らないと裁判所に訴えることができます。

② 契約の要件

契約とは、一方の「~したい」という申込みに対して、相手方が「わかりました」と承諾することによって成立するものです(522条1項)。例えば、「あなたの土地を1000万円で買いたいです。」という申込みに対して、相手方が「わかりました。この土地を1000万円で売ります。」と承諾した場合、土地の売買契約が成立します。

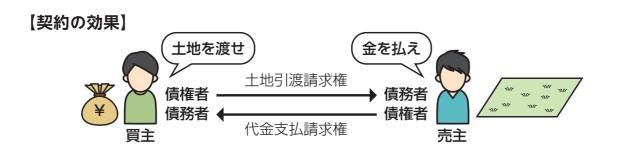


③ 契約の効果

契約が成立すると、契約をした2人の間で、債権と債務が発生します。

債権とは、特定の人が別の特定の人に対して一定の行為を請求することができる権利のことをいい、債務とは、特定の人が別の特定の人に対して一定の行為をする義務のことをいいます。このように、債権と債務は表裏一体の関係にあるといえます。そして、債権を有している人を債権者、債務を負っている人を債務者といいます。

例えば、前記の土地の売買契約が成立した場合、以下のような債権と債務が 発生します。



④ 契約の分類

民法上の契約は、その性質に応じて、以下のように分類することができます。

	意味	具体例
権利移転型契約 (☞第3章第8節)	物の所有権を移転させることを目 的とする契約	贈与契約、売買契約、交換契約
貸借型契約	物を使用収益させることを目的と	消費貸借契約、使用貸借契約、
(☞第3章第9節)	する契約	賃貸借契約
役務提供型契約	労力を提供することを目的とする	雇用契約、請負契約、委任契約、
(☞第3章第10節)	契約	寄託契約

(3) 善意・悪意

① 善意・悪意とは何か

善意・悪意も、民法のあらゆる場面で登場する概念ですので、ここで整理しておきましょう。

善意・悪意というと、善い人、悪い人という倫理的なものというイメージを持たれるかもしれません。しかし、民法にいう「**善意**」とはある事実を知らないことを意味し、「**悪意**」とはある事実を知っていることを意味します。一般的な使い方とは若干異なると思いますので、注意しましょう。

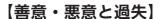
民法では、契約などに関わった人を保護するかどうかを判断する基準として、善意か悪意か(ある事実を知っていたか知らなかったか)という点に注目するケースが多いです。

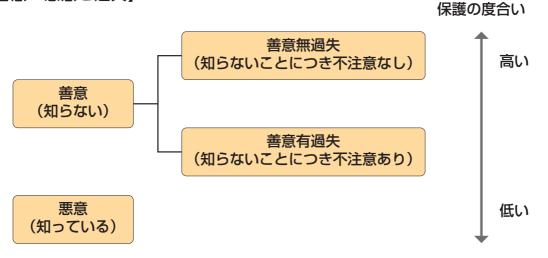
② 過失とは何か

善意の(ある事実を知らない)人であっても、その事実を不注意により知らなかった人と、不注意がないのに知らなかった人とでは、保護すべき度合いが変わってきます。このような不注意のことを過失といい、過失がある場合を有過失、過失がない場合を無過失といいます。

民法では、善意無過失の(ある事実を知らず、知らなかったことにつき不

注意がない)人だけを保護するというケースも多くなっています。





出題傾向表

10年間(平成24年度~令和3年度)分の本試験の出題傾向を表にまとめまし た。

(1) 総則

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
権利の主体・客体	0	\circ	\bigcirc	\bigcirc		\circ	\circ		\circ	\bigcirc
意思表示		\circ	\triangle	\bigcirc		\circ	\bigcirc		\circ	\circ
代理	0	0			\bigcirc		\triangle	0		
無効・取消し			\triangle							
条件・期限							0			
時効		\triangle			0	0		0		

○:そのテーマから出題、△:肢の1つとして出題

(2) 物権

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
物権総論		0					\triangle		\circ	\triangle
占有権				0		0			\triangle	
所有権	\triangle		\triangle	0	0			0		\triangle
用益物権	\triangle		\triangle			\triangle		0		
担保物権	0	\triangle	0	0	0	\triangle	0	0	0	0

○: そのテーマから出題、△: 肢の1つとして出題

(3) 債権

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
債権の目的									\bigcirc	
債務不履行		0		\triangle	0					0
責任財産の保全		0	0		0					0
多数当事者の債権・債務	\circ		0							
債権譲渡・債務引受						\circ			\bigcirc	0
債権の消滅		\triangle	0	0			0			
契約総論				\triangle				0	\bigcirc	
権利移転型契約	0	\triangle	0	0	0		0			0
貸借型契約	0	\triangle				\triangle	0	0	0	
役務提供型契約	\triangle							0		
契約以外の債権発生原因	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○: そのテーマから出題、△: 肢の1つとして出題

(4) 親族

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
婚姻		0		\circ			\circ	\bigcirc		
親子				0	0				0	
親権			0							
後見・扶養							0			

○:そのテーマから出題、△:肢の1つとして出題

(5) 相続

	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
相続人	\triangle									
相続の効力	\triangle									
相続の承認・放棄	\triangle									
遺言						\bigcirc				
遺留分	\circ									
配偶者居住権・特別の寄与										\triangle

○:そのテーマから出題、△:肢の1つとして出題

3 分析と対策

(1) 学習指針

行政書士試験の民法は、例年、5肢択一式9間(総則2間、物権2間、債権4間、親族・相続1間というパターンが多いです)が出題されます。このように、総則・物権・債権といった財産法からの出題がほとんどとなっています。また、記述式についても、その大半が財産法から出題されています。そこで、まずは財産法をしっかり学習することです。親族・相続といった家族法は、例

年5肢択一式1問だけの出題ですから、財産法の学習を終えた後に本書を一読 して過去問を解いておけば十分でしょう。

また、民法は、行政法と異なり、過去問で問われた知識以外の知識が問われ ることが多く、オリジナル問題をある程度こなしておく必要があります(合格 革命シリーズでは、オリジナル問題集として『一問一答式出るとこ千問ノッ ク』『40字記述式・多肢選択式問題集』をご用意しています)。

(2) 学習内容

行政書士試験の民法の問題は「民法の規定および判例に照らし~」といった 出題の仕方がほとんどですから、民法の規定(条文)と判例をとにかく押さえ ていくことです。ただし、民法では、A・Bといった登場人物が出てくる具体 的な事例の形で出題がなされますので、単に条文・判例を覚えていくだけでは 足りず、具体的な事例の形で押さえていくことが必要です。なお、本書では、 このような出題傾向を考慮して、民法については具体的な事例から出発するケ ーススタディ方式を採用していますので、自然と具体的な事例の形で条文・判 例を押さえることができます。

次に、民法では配点の高い記述式が2問出題されますから、記述式対策が必 要となります。記述式では、具体的な事例を素材として、民法の条文や判例の 文言、その事例において行使できる権利、なしうる請求の名称などが問われま すので、条文・判例の文言や民法上の法律用語を自分の手で書けるレベルにま で引き上げる必要があります。そのためにも、民法は学習時間をとってじっく り学習しましょう。

(3) 得点目標

民法では、7割正解を目指す必要があるでしょう。

【民法の得点目標】

出題形式	出題数	得点目標
5肢択一式	9問(36点)	6問(24点)
記述式	2問(40点満点)	28点

第1章総則

第1節 権利の主体・客体





学習のPOINT

権利の主体とは、権利を持つことができる人のことであり、権利の 客体とは、権利の対象物のことです。権利の主体については、①権 利能力、②意思能力、③行為能力の3つの能力が重要です。

権利能力

(1) 権利能力とは何か

権利能力とは、権利義務の帰属主体となることができる資格のことです。

権利能力を有するのは、自然人と法人です。

(2) 胎児の権利能力

① 原則

私権の享有は、**出生**に始まると規定されています(3条1項)。したがって、人は生まれながらにして権利能力を有していますが、生まれる前の胎児は権利能力を有していないことになります。

② 例外

胎児は、**不法行為に基づく損害賠償請求** (721条)・**相続** (886条1項)・**遺贈** **1 (965条) については、生まれたものとみなされます。

この「生まれたものとみなす」とは、胎児中に権利能力を取得するわけではなく、生きて生まれた場合に、さかのぼって権利能力を取得するという意味です(**停止条件説**)。

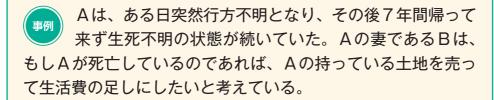
したがって、法定代理人が出生前に胎児を代理することはできません(大判昭7.10.6)。**2**4-27-1

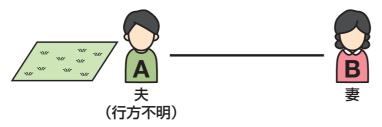
*1 用語

遺贈: 遺言により遺産を無償で他人に譲渡すること。

(3) 失踪宣告

① 失踪宣告とは何か





権利能力は、死亡によって失われます。これに対して、上の事例のように行方不明になったにすぎない場合は、権利能力は失われません。しかし、これでは妻BはAが帰って来るまでの間、1人で自分の生活を支え続けなければならなくなって大変な思いをすることになります。

そこで、ある人の生死不明の状態が継続した場合(失踪)、 その人を死亡したものとして取り扱って、財産を相続させるな どして利害関係人の保護を図ることとしています。これを**失踪** 宣告といいます。

2 種類

失踪宣告には、**普通失踪**(30条1項)と**特別失踪**(30条2項)の2種類があります。

【普通失踪と特別失踪】

	普通失踪	特別失踪				
要件	不在者の生死が <mark>7年間</mark> 明らか でないこと	死亡の原因となるべき危難に遭 遇した者の生死が、危難が去っ た後 1年間 明らかでないこと **2				
	利害関係人の語	情求があること ※³				
効果	7年の期間が満了した時に、 死亡したものとみなされる (31条) 過 22-35-ウ、3-28- 4	危難が去った時 に、死亡したものとみなされる(31条) **4				

※2 具体例をイメージ

死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の例としては、戦地に行った戦場カメラマンや、沈没した船の乗客などが挙げられる。

※3 参考

検察官は、失踪宣告 の請求をすることが できない。

※4 引っかけ注意!



特別失踪 により死 亡したも のとみない

されるのは、危難が 去った1年後ではあ りません。

③ 効果

失踪宣告がなされると、もとの住所を中心とする私法上の法 律関係については、死亡したものと同じ扱いがなされます。

もっとも、現実に本人が死亡したわけではないので、本人は権利能力を喪失するわけではありません。**1 <u>6</u>24-27-2、3-28-5

④ 失踪宣告の取消し

失踪者が生存すること又は死亡したものとみなされた時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪宣告を取り消さなければなりません(32条1項前段)。失踪宣告の取消しがなされると、失踪宣告は最初からなかったものとして扱われます。

しかし、それでは失踪宣告を前提に行動した者の利益を害するので、失踪宣告の取消しは、失踪宣告後その取消し前に**善意**でした行為の効力には影響を及ぼしません(32条1項後段)。

また、失踪宣告によって善意で財産を得た者は、その取消しによって権利を失いますが、財産の返還義務は現に利益を得ている限度においてのみ制限されます(32条2項)。**3

2 意思能力

意思能力とは、自分の行為の結果を判断することができる精神的能力のことです。そして、意思能力を有しない人のことを 意思無能力者といいます。**4

意思無能力者の行った行為は無効とされます(3条の2)。 このように、意思無能力者の行為を無効とすることで、意思無 能力者が思わぬ損をしないようにしています。**過**24-27-5

3 行為能力



た。

10歳のAは、父親からもらった100万円の価値がある宝石を、その価値を知らずに1万円でBに売ってしまっ

※1 具体例をイメージ

例えば、日本に住んでいた失踪者が外国で生きていて、失踪宣告以後に外国に対して物を買ったり婚姻したりした場合、このような取引や婚姻は有効となる。

※2 重要判例

ここにいう「善意」 とは、行為の当事者 がともに善意である ことを意味する(大 判昭13.2.7)。

※3 重要判例

生活費に使った場合のように利益が現時点で残っている場合は、返還義務を負う、決判昭7.10.26)、決費した場合のように利益が現時点ではないない場合は、返還義務を免れる(最判昭50.6.27)。

※4 具体例をイメージ

例えば、泥酔者や乳 幼児などである。



行為能力とは、法律行為を自ら単独で有効に行う能力のこと です。

物を売ったり買ったりする場合、それが自分にとって有利か 否かをある程度判断できないと、上の事例のAのように損をし てしまうことがあります。

そこで、物を売ったり買ったりといった法律行為が自分にと って有利か否かを判断する能力を有しない者については、その 者を保護するため、なしうる行為に制限を加えることが必要と なります。このような制限を加えられる者を制限行為能力者と いいます。

この制限行為能力者には、①未成年者、②成年被後見人、③ 被保佐人、④被補助人といった4つの類型があります。

(1) 未成年者

① 未成年者とは何か

未成年者とは、年齢18歳未満の者のことです(4条)。※5

② 保護者

未成年者の判断能力の不十分さを補うため、未成年者には保 護者が付けられます。未成年者の保護者は、法の定めるところ により未成年者を代理して法律行為を行う権限を有しているた め、法定代理人と呼ばれます。※6

制限行為能力者の保護者は、主に以下のような権限を有して います。

【保護者の権限】

同意権	制限行為能力者が単独で行為をなしうるよう同意をする権限
代理権	制限行為能力者に代わって行為を行う権限
取消権	制限行為能力者が単独でなした行為を取り消す権限
追認権	制限行為能力者が単独で行った行為を有効なものと確定する 権限

^{※5} 法改正情報

平成30年の民法改正 により、成人年齢が 20歳から18歳に引き 下げられた(令和4 年4月1日施行)。

※6 参考

通常は、親権者であ る父母が法定代理人 となるが (818条、819 条)、親権者がいな かったり子の財産の 管理権を有しないと きは、未成年後見人 が法定代理人となる (838条1号)。

③ 行為能力

未成年者が法律行為をするには、原則として、その法定代理人の同意を得なければなりません(5条1項本文)。そして、法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができます(5条2項)。

もっとも、以下の3つの行為は、未成年者であっても法定代 理人の同意を得ずにすることができます。

- 1 単に権利を得、又は義務を免れる行為(5条1項ただし書)*1 *2
- 2 法定代理人が処分を許した財産の処分(5条3項) *3
- **3** 許された営業に関する行為(6条1項) **4

(2) 成年被後見人

① 成年被後見人とは何か

成年被後見人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力 **5 を**欠く 常 況** にあるとして、家庭裁判所による**後見開始の審判** を受けた者のことです(7条)。**22-27-1**、24-27-5、30-35-3

② 保護者

成年被後見人には、保護者として**成年後見人**が付されます(8条、843条1項)。**⁶ **過**27-27-ア

③ 行為能力

成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、取り消すことができます(9条)。 **3**18-27-3

これは、成年後見人の同意を得た場合であっても同様です。

(3)被保佐人

① 被保佐人とは何か

被保佐人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が**著しく不十分**であるとして、家庭裁判所による**保佐開始の審判**を受けた者のことです(11条本文)。

② 保護者

被保佐人には、保護者として保佐人が付されます(12条)。 保佐人は、代理権を当然に有するわけではなく、家庭裁判所 は、本人や保佐人等の請求によって、被保佐人のために特定の

※1 具体例をイメージ

例えば、負担のない 贈与を受けること や、借金の免除を受 けることなどであ る。

※2 参考

弁済の受領は、未成年者が有している債権を失うことになるので、「単に権利を得」る行為には当たらない。

※3 具体例をイメージ

例えば、おこづかい でゲームソフトを買 うことなどである。

※4 具体例をイメージ

例えば、実家の青果 店を継いだ子が野菜 を売ることなどであ る。

※5 用語

事理を弁識する能力:

物事の道理をわきま える能力のこと。

※6 参考

家庭裁判所は、必要 があると認めるとき は、被後見人、その 親族若しくは後見 の請求により又は職 権で、後見監督人を 選任することができ る(849条)。**27-27** ラア 法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができます(876条の 4 第 1 項)。ただし、本人以外の者の請求によってその審判をするには、本人の同意がなければなりません(876条の 4 第 2 項)。 27-27-ウ、2-27-2

③ 行為能力

被保佐人が以下の行為をするには、その**保佐人の同意**を得なければなりません(13条1項本文)。※**7 22-27-2**、2-27-2

【保佐人の同意が必要な行為】

1	元本 ^{※8} の領収・利用
2	借財・保証
3	不動産その他重要な財産に関する権利の得喪 *9 を目的とする行為
4	訴訟行為
5	贈与・和解・仲裁合意
6	相続の承認・放棄、遺産の分割
7	贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の承諾、負担付遺贈 の承認
8	新築・改築・増築・大修繕
9	602条に定める期間を超える賃貸借 **10
10	1~9の行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること

保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意 を得ないでしたものは、取り消すことができます(13条4項)。

(4) 被補助人

① 被補助人とは何か

被補助人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であるとして、家庭裁判所による補助開始の審判を受けた者のことです(15条1項本文)。**11 **12

② 保護者

被補助人には、保護者として<mark>補助人</mark>が付されます(16条)。 補助人は、同意権や代理権を当然に有するわけではなく、補助開始の審判をする際に、**同意権付与の審判**(17条1項)・代 **理権付与の審判**(876条の9第1項)のいずれか又は双方がな されます(15条3項)。**2**2-27-3

同意権付与の審判がなされた場合、補助人は、被補助人に同

*7 参考

家庭裁判所は、本人 や保佐人等の請求に より、1 ~ 10以外の 行為をする場合にそ の保佐人の同意を得 なければならないも の審判をすることが できる(13条2項)。 過27-27-イ

※8 用語

元本:貸し付けを受けた金銭自体のことであり、利息を含まない。

※9 用語

得喪:取得・喪失のこと。

※10 参考

602条に定める期間とは、樹木の栽植・伐採を目的とする山林については10年、それ以外の土地については5年、建物については3年、動産については6ヶ月である。

※11 参考

本人・配偶者・4親 等内の親族のみならず、後見人や保佐人 も、補助開始の審判 を請求することができる。

※12 参考

本人以外の者の請求 により補助開始の審 判をするには、本人 の同意がなければな らない(15条2項)。 **週**27-27-エ 意を与える権限を有しますが、その審判により同意を得なければならないものとすることができるのは、13条1項に規定する行為の一部に限られます(17条1項ただし書)。

③ 行為能力

補助人に代理権のみが付与された場合、被補助人の行為能力 は制限されません。

これに対して、補助人に同意権が付与された場合、補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意を得ないでしたものは、取り消すことができます(17条4項)。 **27-5** *1

【制限行為能力者のまとめ】

		未成年者	成年被後見人	被保佐人	被補助人
要件		年齢18歳未 満の者	精神上の障害 により事理を 弁識する能力 を欠く常況に ある者	精神上の障害 により事理を 弁識する能力 が 著しく不十 分である者 裁判所の審判が	精神上の障害 により事理を 弁識する能力 が <mark>不十分</mark> であ る者 必要
	名称	法定代理人	成年後見人	保佐人	補助人
4早	同意権	0	×	0	Δ
保護者	代理権	\circ	0	\triangle	\triangle
白	取消権		0		\triangle
追認権			0		Δ

○:あり、△:審判を受けた場合のみあり、×:なし

(5) 審判相互の関係

後見・保佐・補助の制度が重複することを避ける必要があります。

そこで、後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人・被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始・補助開始の審判を取り消さなければなりません(19条1項)。また、保佐開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人・被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始・補助開始の審判を取り消さなければなりません(19条2項)。過27-27-オ

※1 過去問チェック

制限行為能力者が被補助人であり、補助人でありなければならない行為を得なけるを得ない行為を得ないが補助した。 一型由として被補助しても、制して被判する。 である。 (18-27-5)

(6) 制限行為能力者の相手方の保護

行為能力制度は、制限行為能力者を保護することを目的とし ています。そのため、いったん成立した契約などの法律行為を 制限行為能力者側の一方的な意思によって取り消すことができ ます。

これにより、取引の相手方からすれば、有効だと思っていた 法律行為が自己の意思とは関係なく取り消されることとなり、 取引の安全を害することになります。そこで、制限行為能力者 の相手方を保護するための制度が設けられています。

相手方の催告権 ※2

制限行為能力者がなした行為が取り消されるかどうかわから ず、制限行為能力者の相手方が不安定な立場に置かれるのを防 止するため、相手方の<mark>催告権</mark>が認められています。

相手方は、1ヶ月以上の期間を定めて催告をすることができ ます(20条1項)。

催告権を行使した場合の効果は、以下のようになります。**3

【相手方の催告権】

	10 1 2 42 IE C 1E 1				
	制限行為能力者 が行為能力者 となった後	制限行為能力者が行為能力者		きとならない間	
催告の		*	人	保護者	
言の相手方	本人	未成年者: 成年被後見人	被保佐人· 被補助人 **4	法定代理人· 後見人·保佐人 ·補助人 **4	
効果	催者追いないというでは を間る確かを りったのの は りったのの は りったの は りったの は りった い りった りった い りった い りった い りった い りった い りった い りった い りった りった りった りった りった りった りった りった りった りった	催告をもって 対抗できない (98条の2本 文)	催者が 横大の 間又 に で で で で で の に で の に の に の に の に の の の の の の の の の の の の の	催告を受けた者 が期間内に追認 するかどうかの 確答を発しなかった場合、追認 したものとみな される(20条2 項・1項) 3 0-45	

※2 用語

催告権:相手方に対 して一定の行為を要 求すること。

※3 受験テクニック



整理のコ ツとして は、単独 で追認す

ることができる者が 返事をしなければ追 認したものとみなさ れ、単独で追認する ことができない者が 返事をしなければ取 り消したものとみな されるという点を押 さえておくことで す。

※4 参考

催告の効果が生じる のは、補助人が同意 権付与の審判を受け ている場合に限られ る。

② 制限行為能力者の詐術

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため**詐** 術を用いたときは、その行為を取り消すことができません(21条)。**¹ **5** 18-27-4

なぜなら、制限行為能力者が積極的に行為能力者であると偽った場合、制限行為能力者より相手方を保護すべきだからです。

4 法人

(1) 法人とは何か

法人とは、法律の規定により権利をもつことが認められている団体のことです。****2**

法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた**目的の範囲内**において、権利を有し、義務を負います(34条)。法人は一定の目的のために組織化され活動するものですから、権利能力の範囲もその目的の範囲内に制限されます。

(2) 権利能力なき社団

① 権利能力なき社団とは何か

権利能力なき社団とは、法人のような実体を有しているものの、法律の規定により権利をもつことが認められているわけではない団体のことです。**3

権利能力なき社団は、以下の要件を満たした場合に成立します(最判昭39.10.15)。

【権利能力なき社団の成立要件】

1	団体としての組織を備えていること		
2	多数決の原則が行われていること		
3	構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること		
4	その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理など団体と しての主要な点が確定していること		

② 権利と義務の帰属

権利能力なき社団の財産は、構成員に**総有**^{**4} **的**に帰属するものと解されており、構成員は、権利能力なき社団の財産に対する持分権や分割請求権を有しません(最判昭32.11.14)。**26**-27-5、29-27-イ

※1 重要判例

黙秘することが制限 言されることが制限 動など誤信が を強いるではではいて 「詐術」にあるとたるといるが 「に黙秘ではいいではいいではいいではいいではいいである。 を44.2.13)。 1000 260 -280 -270 -5

※2 具体例をイメージ

例えば、会社、宗教 法人、NPO法人な どである。

※3 具体例をイメージ

例えば、小学校の P T A や大学のサーク ルなどである。

*4 用語

総有:数人が共同して目的物を所有するが、その数人が強い団体的拘束を受ける場合のこと。

民

法

また、権利能力なき社団の債務も、構成員に<mark>総有的</mark>に帰属す るものと解されており、構成員は債権者に対して個人的責任を 負いません(最判昭48.10.9)。 326-27-3

③ 登記 **5 名義

権利能力なき社団が取得した不動産については、社団名義の 登記や社団の代表者たる肩書を付けた代表者名義の登記をする ことはできず、社団の代表者が構成員全員の受託者としての地 位において個人名義で登記することとなります(最判昭47.6.2)。 **週**26-27-1

(3)組合契約

① 組合契約とは何か

組合契約とは、各当事者が出資をして共同の事業を営むこと を約束する契約のことです(667条1項)。

② 権利と義務の帰属

組合の財産は、総組合員の共有に属するとされており(668) 条)、組合員は、組合の財産に対する持分権を有していますが、 清算前の分割請求権を有していません(676条 3 項)。****6 過**26-27-4、29-27-ウ

他方、組合の債務については、組合員が損失分担の割合又は 等しい割合に応じて個人的責任を負い、債権者が債権発生時に 損失分担の割合を知っていたときは、各組合員は、その割合で 個人的責任を負います(675条2項)。 26-27-2

③ 組合の業務執行

組合の業務執行については、以下のとおりとなります。

【組合の業務執行】

	業務執行者を定めていない 場合	業務執行者を定めた場合
常務の執行	各組合員が単独で行うこと ができる(670条5項本文) 過25-33-1	各業務執行者が単独で行 うことができる(670条5 項本文)
常務以外の 業務の執行	組合員の過半数で決する (670条 1項)	業務執行者の過半数で決する (670条3項) 過 25-33-2

※5 用語

登記:一定の事項を 広く社会に公示する ために公開された帳 簿に記載すること。

※6 重要判例

組合財産に属する特 定の不動産につい て、第三者が不法な 保存登記をした場 合、組合員は、単独 で当該第三者に対し て抹消登記請求をす ることができる(最 判昭33.7.22)。過25-33-5

④ 組合の脱退

組合の脱退については、以下のとおりとなります。

【組合の脱退】

任意の服	法定の脱退事由	
組合の存続期間を 定めなかった場合	組合の存続期間を 定めた場合	(679条)
組合に不利な時期を除いていつでも脱退することができ、やむを得ない事由があれば組合に不利な時期でも脱退することができる(678条1項)**1 25-33-3	やむを得ない事由が ある場合に限り脱退 することができる (678条2項)	①死亡 ②破産手続開始の決 定を受けたこと ③後見開始の審判を 受けたこと ④除名

5物

(1) 物とは何か

民法上の権利の客体となるのは物です。そして、物とは**有体 **2** をいいます (85条)。

(2) 不動産と動産

不動産とは、土地及びその定着物(例:建物や立木)のことです(86条1項)。そして、不動産以外の物を動産といいます(86条2項)。

(3) 主物と従物

物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させた場合、その附属させた物を**従物**といい、本体となる物を**主物**といいます(87条1項)。**3

主物と従物は別個独立の物ですが、従物は主物の効用を助けるものであり法律関係を共にすることが合理的ですから、従物は、主物の処分に従うものとされています(87条2項)。

(4) 果実

果実とは、元物から生じる収益のことです。果実には、**天然** 果実と**法定果実**の2種類があります。

※1 重要判例

やむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の組合契約は無効である(最判平11.2.23)。 25-33-4、30-27-3

※2 用語

有体物:目に見える もののこと。

※3 具体例をイメージ

例えば、建物(主物)の中にある畳 (従物)などである。

法

【果実】 天然果実 法定果実 物の用法に従って収取する産 物の使用の対価として受ける 意味 金銭等 (88条2項) **5 出物 (88条 1 項) **4 その収取権の存続期間に従っ

元物から分離する時に収取権

を有する者(89条1項)

例えば、果物・牛 乳・鉱物などであ る。

※5 具体例をイメージ

例えば、地代・賃料 などである。

確認テスト

取得者

1 胎児は	、不法行為に基	づく損害賠償請求	求については、	生まれたものと
みなされる	3.			

(89条2項)

て、日割りをもって取得する

2 未成年者が法律行為をするには、	原則として、	その法定代理人の同意
を得なければならない。		

3 被保佐人とは、	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に
あるとして、家庭	戯判所による保佐開始の審判を受けた者のことである。

4 制限行	為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用い
たときは、	その行為を取り消すことができない。

解答

1 ○ (721条) **2** ○ (5条1項本文) **3** ×被保佐人は、精神上の障害により事理 を弁識する能力が著しく不十分な者である(11条本文)。 4○ (21条)





学習のPOINT

権利の主体がなした法律行為であっても、その中の意思表示に欠陥があった場合は、その法律行為は有効となりません。ここでは、意思表示に欠陥があった場合の処理を中心に学習していきます。

法律行為

(1) 法律行為とは何か

法律行為とは、意思表示を構成要素とし、その意思によって 欲せられたとおりの権利義務関係の設定・変動が生ずる行為の ことです。

法律行為は、成立の態様により以下の3種類に分類されます。

【法律行為の種類】

	意味	具体例
単独行為	効力を発生させようとする者の単独 の意思で第三者にも効力を及ぼすよ うな法律行為	契約の解除 *1 (540条 1項)、転貸の承諾、 遺言 *2
契約	2人の人間の意思の合致による法律 行為	売買(555条)、賃貸借 (601条)
合同行為	多数の者が一定の目的のためになす 意思の合致による法律行為	会社などの団体を設立 する行為

【単独行為】 【契約】 【合同行為】

(2) 準法律行為

準法律行為とは、一定の法的な効果は生ずるものの、法律行為とは区別される行為のことです。

*1 用語

解除:契約成立後に 生じた一定の事由を 理由として、契約の 効力を一方的に消滅 させること。

※2 用語

遺言:一定の方式で表示された個人の意思に、この者の死後それに即した法的効果を与えること。

この準法律行為には、以下の2種類があります。

【準法律行為の種類】

	意味	具体例
意思の通知	意思を伝えるものではあるが、その意思によって欲せられたとおりの効果を発生させるわけではないもの	時効の完成猶予のための催告 (150条)、債務の履行の催告 (541条)
観念の通知	一定の事実の通知にすぎない が、法律によって認められた 一定の効果を発生させるもの	時効の更新事由となる債務の承認(152条 1 項)、債権譲渡の通知(467条)

(3) 有効要件

① 公序良俗違反

公の秩序又は善良の風俗(公序良俗)に反する法律行為は、 無効とされます (90条)。**3 **4 **過**25-34-1

② 強行規定違反

法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定(これ を**任意規定**といいます)と異なる意思を表示したときは、その 意思に従うものとされています(91条)。

この反対解釈から、公の秩序に関する規定(これを強行規定 といいます)と異なる意思を表示したときは、その意思表示は 無効となります。

(1) 意思表示とは何か

意思表示とは、表意者が一定の法律効果の発生を欲する意思 を外部に対して表示する行為のことです。※5

意思表示は、通常、①動機→②効果意思 **6 →③表示意思 **7 →④表示行為といった過程を経てなされます。ただし、動機自 体は意思表示に含まれません。

※3 具体例をイメージ

例えば、賭博に負け た者が金を支払う契 約や、犯罪行為に対 して報酬を支払う契 約などである。

※4 重要判例

賭博の用に供される ことを知って行う金 銭消費貸借契約は、 無効である(大判昭 13.3.30)。

※5 記述対策



意思表示 の「思」 を「志」 と書かな

いように注意しまし ょう。

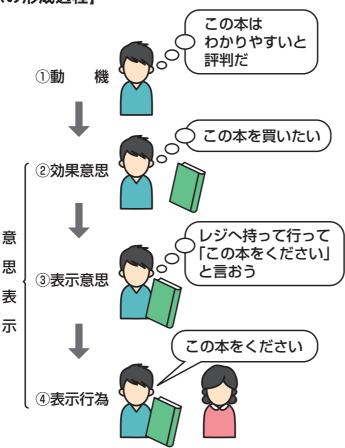
※6 用語

効果意思:法律効果 を発生させようとす る意思のこと。

*7 用語

表示意思:効果意思 を外部へ表示しよう とする意思のこと。

【意思表示の形成過程】



なお、意思表示に欠陥がある場合、その意思表示に効力を認めてよいかが問題となります。

意思表示に欠陥がある場合には、**意思の不存在**と**瑕疵ある意** 思表示の2つがあります。

(2) 意思の不存在

意思の不存在とは、効果意思と表示行為が一致していないことです。例えば、心裡留保※1・虚偽表示・錯誤などです。

① 心裡留保

心裡留保とは、意思表示の表意者が、表示行為に対応する真 意のないことを知りながらする意思表示のことです。

心裡留保は、原則として**有効**とされています(93条 1 項本文)。なぜなら、でまかせを言った人よりもそれを信頼した人の方を保護すべきだからです。**2 **22**2-27-4

もっとも、意思表示が表意者の真意ではないことを知り又は 知ることができた相手方は保護する必要がありませんから、例 外的に無効とされます(93条1項ただし書)。

※1 記述対策



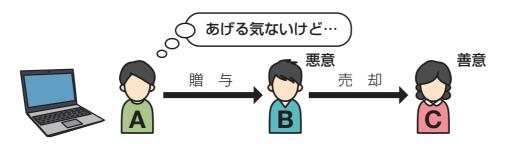
心裡留保の「裡」 を「理」 と書かな

いように注意しまし ょう。

※2 重要判例

真に養親子関係の設定を欲する効果意思がない場合、養子縁組は民法802条1号によって無効は絶がいるの無効は絶がいる。民法93条の適用はない(最判昭23.12.23)。 627-28-1

Aは、友人のBに対して、あげる気もないのに自分が持 っているパソコンをあげると言った。Bは、Aが本当は あげる気がないことを知りながら、パソコンをもらった。その 後、Bは、善意のCにこのパソコンを売却した。



Bは、Aが本当はあげる気がないことを知っていますから、 パソコンの贈与は無効となります。

しかし、心裡留保の無効は、**善意の第三者**(C)に対抗する ことができません(93条2項)。なぜなら、心裡留保を行った 者は権利を失ったとしても自業自得といえますし、第三者の信 頼を保護しないと取引の安全が害されるからです。

② 虚偽表示

虚偽表示とは、表意者が相手方と通じて真意でない意思表示 を行うことです。****3**

虚偽表示は、無効とされています(94条1項)。なぜなら、 表意者と相手方が、意思表示が虚偽であることを認識している ため、双方とも保護する必要がないからです。 620-27-ウ

Aは、自己所有の土地に強制執行 **4 がなされることを 察知したが、この土地を他人に渡したくないので、Bに 頼んでBがこの土地を買ったことにして登記を移転した。その 後、Bは、善意のCに対してこの土地を売った。



虚偽表示の無効は、**善意の第三者**(C)に対抗することがで きません(94条2項)。なぜなら、虚偽表示を行った者は権利

※3 重要判例

財団法人(一般財団 法人)の設立に際し て、設立関係者全員 の通謀に基づいて、 出捐者が出捐の意思 がないにもかかわら ず一定の財産の出捐 を仮装して虚偽の意 思表示を行った場 合、法人設立のため の当該行為は相手方 のない単独行為であ るが、民法94条の類 推適用により財団法 人の設立の意思表示 は無効となる(最判 昭56.4.28)。 過27-28-2

※4 用語

強制執行:国家権力 の行使として執行機 関が私法上の請求権 の強制的実現を図る 手続のこと。

を失ったとしても自業自得といえますし、第三者の信頼を保護しないと取引の安全が害されるからです。*1 *2 620-27-イ

なお、94条 2 項の「第三者」とは、虚偽表示の当事者又はその一般承継人 **3 以外の者であって、その表示の目的につき法律上利害関係を有するに至った者をいいます(最判昭45.7.24)。

【94条2項の「第三者」】

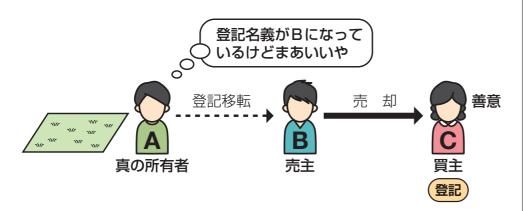
「第三者」に該当する

- ①虚偽表示により目的物を譲り受けた者からその目的物について抵当権の設定を受けた者(大判昭6.10.24) **20-27-**エ
- ②虚偽表示により債権を作出した者から当該仮装債権を譲り受けた者(大判昭13.12.17) **27-28-4**5
- ③虚偽表示により目的物を譲り受けた者からさらに目的物を譲り受けた転得者(最判昭45.7.24)
- ④虚偽表示により譲り受けた目的物 を差し押さえた仮装譲受人の一 般債権者(最判昭48.6.28)**4

「第三者」に該当しない

- ①虚偽表示により債権を譲り受けた者から、取立てのために当該債権を譲り受けた者(大決大9.10.18)
- ②土地の賃借人が所有する地上建物を他に仮装譲渡した場合の土地賃貸人(最判昭38.11.28)
- ③土地の仮装譲受人から当該土地 上の建物を賃借した者(最判 昭57.6.8) <u>過</u>27-28-3

Aが土地を所有していたところ、Bは、Aの実印と土地の権利証を盗み出し、この土地の登記名義をBに移してしまった。その後、Bはこの土地をCに売却して登記を移転したが、Aはこれを知りつつ放置していた。



上の事例では、A・B間に通謀がありませんので、94条2項を直接適用することはできません。もっとも、Cは土地の所有者がBであると信じて取引をしており、Cが土地を取得できな

※1 重要判例

94条2項にいう「善意」とは、過失の有無を問わない(大判昭12.8.10)。 **22-27-**5

※2 参考

94条 2 項は、善意の 第三者の側から無効 を主張することを否 定するものではな い。 <u>30</u>20-27-ア

*3 用語

一般承継人:他の者の権利義務のすべてを一体として受け継いだ者のこと。例えば、相続人などである。

※4 参考

虚偽表示により譲り 受けた目的物を差し 押さえていない仮装 譲受人の一般債権者 は、「第三者」に当 たらない。 **20-27** いとすると、取引の安全を害します。

そこで、不動産の登記が真の所有者以外のところにあるにも かかわらず、真の所有者がこの不実の登記を放置していた場 合、登記名義人を真の所有者であると信じた第三者を保護する ため、94条2項が**類推適用**されます(最判昭45.9.22)。**週**19-27-5、30-29-ア

なぜなら、94条 2 項は**権利外観法理** *5 の現れとされており、 このような場合にも権利外観法理が妥当するからです。

(3) 錯誤

錯誤とは、法律行為の時点における表意者の効果意思が表示 行為と食い違っているにもかかわらず、表意者自身がそのこと に気付いていないことをいいます。

この錯誤には、以下の2種類があります。

【錯誤】

	意義	具体例
表示の錯誤	意思表示に対応する意思を 欠く錯誤	文庫本の下巻を買うつもり ですでに持っている上巻を レジに差し出して買ってし まった場合
動機の錯誤	表意者が法律行為の基礎と した事情についてのその認 識が真実に反する錯誤	近くに地下鉄の駅ができると聞いて、今後近いうちに土地が急激に値上がりすると考え、時価より高く買ったところ、この駅の設置計画が取りやめになった場合

意思表示は、①錯誤(表示の錯誤、動機の錯誤)に基づくも のであって、②その錯誤が**法律行為の目的**及び**取引上の社会通** 念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができま す (95条1項)。※6 25-27-ア

ただし、動機の錯誤の場合は、その事情が法律行為の基礎と されていることが表示されていたときに限り、取り消すことが でき(95条2項)、表示は明示的なものであるか黙示的なもの であるかを問いません。 825-27-ウ

なお、錯誤が表意者の**重大な過失**によるものであった場合に は、原則として、意思表示の取消しをすることができません

※5 用語

権利外観法理:真の 権利者が自分以外の 者が権利者であるか のような外観を作り 出したときは、それ を信頼した第三者は 保護されるべきであ り、自らその外観を 作った権利者は権利 を失ってもやむを得 ないとする理論のこ と。

※6 参考

法律行為の相手方の 誤認(人違い)の錯 誤については、現実 売買(その場で物の 引渡しと代金の支払 いが行われる売買) のような誰が相手方 であっても影響がな い場合を除き、重要 な錯誤となる。週 25-27-イ

(95条3項柱書)。なぜなら、錯誤に陥るについて重大な過失があった場合には、表意者を保護する必要がないからです。*1 **2 ただし、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかったとき(95条3項1号)、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき(95条3項2号)は、意思表示の取消しをすることができます。

錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができません(95条4項)。

(3) 瑕疵ある意思表示

瑕疵ある意思表示とは、効果意思と表示行為は一致しているものの、効果意思の形成過程に瑕疵がある場合のことです。例えば、詐欺・強迫による意思表示です。

瑕疵ある意思表示は、無効とはならず、**取り消しうる**ものとされています(96条1項)。なぜなら、効果意思そのものは存在しており、その形成過程に他人の不当な干渉が加わるという欠陥があるにすぎないからです。

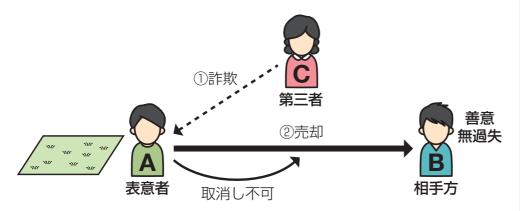
① 詐欺による意思表示

詐欺とは、欺罔行為により他人を錯誤に陥れ、それによって 意思表示させることです。**3



った。

Aは、Cの詐欺により、自己所有の土地をBに売ったが、Bは詐欺の事実を知らず、また知ることもできなか



相手方(B)に対する意思表示について第三者(C)が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができ

※1 重要判例

相手方が、表意者に 重大な過失があった ことについて主張・ 立証しなければなら ない (大判大7.12. 3)。**週**25-27-オ

※2 参考

※3 具体例をイメージ

例えば、近くに鉄道 の駅ができるから地 価が値上がりすると ウソを言って荒れ地 を高値で売った場合 などである。

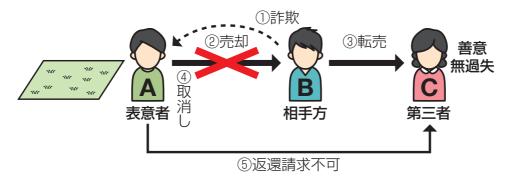
法

行

ます (96条 2 項)。^{**4} **週**22-27-3、26-28-4、2-45

したがって、相手方Bが詐欺の事実を知らず、また知ること もできなかった上の事例では、Aは、意思表示を取り消すこと ができません。

AがBの詐欺により自己所有の土地をBに売却し、Bが 詐欺の事実を過失なく知らないCにこの土地を転売した 後、AがBとの土地の売買契約を取り消して、Cに対して土地 の返還を請求した。



詐欺による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない第三** 者 (C) に対抗することができません (96条 3 項)。 **20**-29-1, 26-28-2

したがって、上の事例では、Aは、土地の返還を請求するこ とができません。

なお、96条 3 項の趣旨は、取消しに遡及効 ^{※5} があること (121条)で第三者が害されるのを防止する点にあることから、 ここにいう「第三者」とは、遡及効で害される第三者、すなわ ち**取消前の第三者**に限られます (大判昭17.9.30)。 **6

② 強迫による意思表示

強迫とは、他人に畏怖を与え、その畏怖によって意思表示を させることです。※7 ※8

強迫の場合は詐欺の場合よりも意思形成への干渉が強いこと から、以下のように、強迫による表意者は詐欺の場合より強く 保護されています。

※4 法改正情報

民法大改正により、第 三者の詐欺の場合、 相手方が詐欺の事実 を知っていたときの みならず、知ること ができたときも、取 消しが可能となっ た。

^{※5} 用語

遡及効:ある行為の 効果が、その行為が なされた時より前に さかのぼって発生す ること。

※6 重要判例

96条 3 項の「第三者」 は、対抗要件を備え た者に限定されない (最判昭49.9.26)。過 20-29-1、26-28-2

*7 具体例をイメージ

例えば、腕時計を買 わないと命の保障は ないと脅して腕時計 を売った場合などで ある。

※8 記述対策



「強迫」 を「脅迫」 と書かな いよう注

意しましょう。

【詐欺と強迫】

	詐欺	強迫	
第三者が 詐欺・強 迫をした 場合	相手方が詐欺の事実を知り又は知ることができたときに限り、意思表示を取り消すことができる(96条2項)	相手方が強迫の事実を過失なく知らなかったとしても、意思表示を取り消すことができる(96条2項反対解釈 **1) 2 6-28-3	
善意無過 失の第三 者への対 抗	詐欺による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない(96条3項)	強迫による意思表示の取消し は、善意無過失の第三者に対 抗することができる(96条3 項反対解釈)	

*1 用語

反対解釈:ある事項を直接に規定した法規がない場合に、他の事項について規定した法規と反対の結論を導き出すこと。

確認テスト

ᄪ	
	1 心裡留保は原則として有効であるが、相手方が表意者が真意でないことを知り又は知ることができたときは、例外的に無効とされる。
	2 虚偽表示は無効となるが、その無効は、善意の第三者に対抗することができない。
	3 錯誤とは、法律行為の時点における表意者の効果意思が表示行為と食い違っており、表意者自身がそのことに気付いている場合のことである。
	4 詐欺による意思表示は無効となるが、その無効は、善意無過失の第三者に対抗することができない。
でる	○ (93条1項) 2○ (94条1項・2項) 3×表意者自身が気付いていない場合 ある。 4×詐欺による意思表示は「取り消すことができる」が、その取消しは、 意無過失の第三者に対抗することができない(96条1項・3項)。



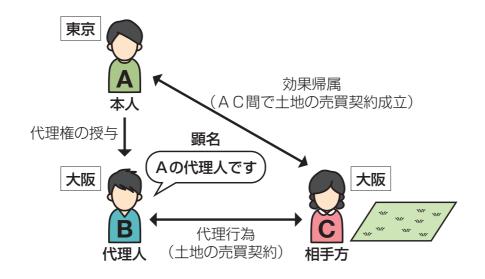
学習のPOINT

ここまでは、法律行為(契約)を自ら行う場合について学習してきましたが、ここでは、法律行為(契約)を他人に代わって行ってもらう場合について学習します。

1 代理とは何か

(1) 代理とは何か

東京在住のAは、大阪の土地を買いたいと思っていたが、大阪まで土地を見に行く時間がなかった。そこで、Aは、大阪在住のBに頼んで、自分の代わりにCから土地を買ってもらうことにした。



契約は、本人が自ら相手方との間で結ぶのが原則ですが、上の事例のように、本人が自ら契約を結ぶことが難しい場合もあります。そこで、他人に代わりに契約を結んでもらい、その効果を本人に帰属 **2 させる制度があります。これを代理といいます。

(2) 代理の種類

代理には、任意代理と法定代理の2種類があります。任意代

※2 用語

帰属:生じさせるこ と。 理は、他人を利用することで自分の活動範囲を広げるための制度であるのに対し、法定代理は、未成年者など能力の不十分な人でも活動できるよう代理人にサポートさせるための制度です。**1

【代理】

任意代理 本人が他人に代理権を授与することによって始まるもの **2

法定代理 本人の意思によらずに法律上代理権が与えられるもの **3

2 代理の成立要件

代理の成立要件は、①代理人に**代理権**があること、②**顕名**があること、③**有効な代理行為**がなされたことの3つです。

(1) 代理権

1 範囲

任意代理の場合、代理権の範囲は、代理権を与える契約によって定められます。これに対して、法定代理の場合、代理権の 範囲は、法律によって決まっています。

なお、権限の定めのない代理人は、①**保存行為** **4、②代理の目的である物又は権利の**性質を変えない範囲内**において、その利用又は改良を目的とする行為をする権限を有します(103条)。**5 **周**21-27-1

② 自己契約・双方代理



- 1. Aは、土地を買いたいと思っていたので、Bに土地 の購入をお願いした。Bは、自分が所有する土地を売りたいと思っていたので、Aに対して土地を売却した。
- 2. Aは、土地を買いたいと思っていたので、Bに土地の購入 をお願いした。他方、Cは、土地を売りたいと思っていたの で、Bに土地の売却をお願いした。そこで、Bは、双方の代 理人としてAC間で土地の売買をした。

*1 引っかけ注意!



行政法と 違って 「授権代 理」とい

う用語は出てきませ んので、注意しまし ょう。

※2 具体例をイメージ

例えば、AがBに頼んで自分の代わりに 土地を買ってもらう 場合などである。

※3 具体例をイメージ

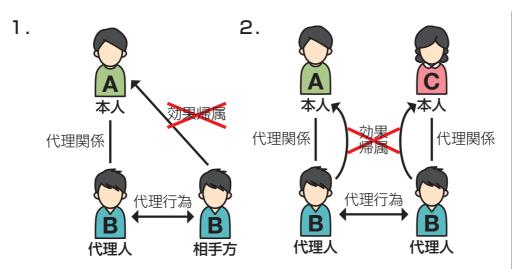
例えば、未成年の子 に代わって親が子の バイクを買う場合な どである。

*4 用語

保存行為: 財産の現 状を維持する行為の こと。

※5 具体例をイメージ

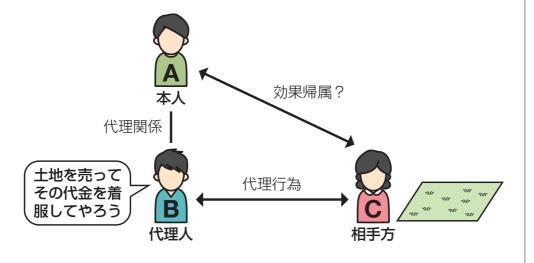
①の例としては、窓 ガラスが割れた場合 の修理が、②の例と しては、現金を定期 預金にすることが挙 げられる。



1の事例のように、自分(B)が当事者となる契約についてその相手方(A)の代理人となることを**自己契約**、2の事例のように、当事者双方(A・C)の代理人となることを**双方代理**といいます。

③ 代理権の濫用

Aは、土地を買いたいと思っていたので、Bに土地の購入を委託した。Bは、この権限を利用して利益を得ようと考え、Aの代理人としてCから土地を購入した後、これを他に転売して利益を着服した。



代理権の濫用とは、代理権の範囲内で代理人が代理行為を行

※6 参考

自己契約・双方代理 の場合であっても、 債務の履行及び本人 があらかじめ許諾した行為についてこと 有効に代理すること が可能である(108 条1項ただし書)。 ったが、実は自己又は第三者の利益を図るための行為であり、本人がそれによって損害を被る場合のことです。

この代理権の濫用の場合、一応は代理権の範囲内の行為ですから、代理行為は有効となるのが原則です。しかし、相手方が代理人の目的を知り又は知ることができた場合は、無権代理行為とみなされます(107条)。

④ 代理権の消滅

代理権の消滅原因は、以下の表のとおりです。

【代理権の消滅】

		任意代理	法定代理
本人	死亡	消滅する (111条1項1号)	
	破産手続 ^{※1} 開始の 決定	消滅する (653条2号)	消滅しない
	後見開始の審判	消滅しない	
代理人	死亡		
	破産手続開始の決定	消滅する(111条1項2号)	
	後見開始の審判 ※2		

(2) 顕名

顕名とは、代理人が本人のために代理行為をする旨を示すことです。顕名がある場合、本人に対して直接に代理行為の効果が帰属します(99条1項)。

なお、顕名がない場合、本人に効果が帰属せず、代理人自身のために契約をしたもの(代理人に効果が帰属するもの)とみなされます(100条本文)。もっとも、相手方が代理人の代理意思について知っていたり、また、知らなかったことにつき過失があったときは、本人に効果が帰属します(100条ただし書)。

(3) 代理行為

代理が成立するためには、有効な代理行為がなされることが必要です。したがって、代理行為が無効となる場合、代理行為の効果は本人に帰属しません。

① 代理行為の瑕疵

意思表示の瑕疵・不存在又は表意者の悪意有過失によって意

*1 用語

破産手続:支払不能 又は債務超過にある 債務者についてない 産の適正・公平な清 算を図るとともに、 経済生活の再生の機 会の確保を図る法的 を目的とする法 続のこと。

*2 引っかけ注意!



代理人が 保佐開始 の審判や 補助開始

の審判を受けたこと は、代理権の消滅原 因ではありません。 思表示の効力が影響を受ける場合、その有無は代理人を基準と して判断します(101条1項・2項)。なぜなら、代理における 行為者はあくまで代理人だからです。※3 圖24-28-3

もっとも、特定の法律行為をすることを委託された場合にお いて、代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知ってい た事情や過失によって知らなかった事情について代理人が知ら なかったことを主張することができません(101条3項)。なぜ なら、本人が代理人の意思決定に影響を及ぼしていた場合に は、本人が代理人の善意を主張することができるとすることは 公平に反するからです。※4

② 代理人の能力

制限行為能力者が代理人として行為しても、その効果は本人 に帰属し制限行為能力者に不利益は生じませんから、代理行為 を行為能力の制限によって取り消すことはできません(102条 本文)。圖21-27-4 ※5、24-28-2

ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人 としてした行為については、他の制限行為能力者の保護を図る 必要がありますから、取り消すことができます(102条ただし 書)。※6

ふくだい り

(1) 復代理とは何か

Aは、土地を買いたいと思っていたので、Bに頼んで、 事例 自分の代わりにCから土地を買ってもらうことにした。 その後、Bは、交通事故にあい入院を余儀なくされたので、R に頼んで、自分の代わりにAの代理人としてCから土地を買っ てもらうことにした。

※3 参考

代理人が相手方を騙 した場合、その相手 方は、本人が詐欺の 事実を知らなかった としても、取り消す ことができる(101 条1項、96条1項)。 週21-27-5、元-28-

※4 記述対策



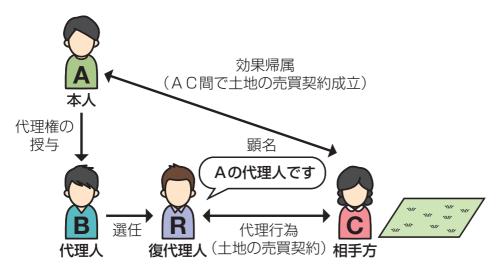
101条3 項の要件 は書ける ようにし ておきましょう。

※5 過去問チェック

建物を購入する代理 権をAから与えられ たBが、Cから建物 を買った場合に、B が未成年者であった ときでも、Aは、B の未成年であること を理由にした売買契 約の取消しをCに主 張することはできな (21-27-4)

※6 法改正情報

民法大改正により、 代理行為を行為能力 の制限によって取り 消すことができる例 外的な場合(102条 ただし書)が規定さ れた。



代理人は、本人との信頼関係に基づいて選任される以上、委ねられた事務を自ら処理しなければならないのが原則です。しかし、上の事例のように、代理行為を他人に行わせた方が良い場合もあります。そこで、民法は、代理人がさらに代理人(復代理人といいます)を選任する復代理の制度を設けています。**1

(2) 選任と責任

復代理人の選任の要件と、復代理人を選任した場合の代理人の責任は、任意代理の場合と法定代理の場合で異なります。

【復代理人の選任と責任】

		任意代理	法定代理
復代理人の選任 124-28-5		本人の許諾を得たとき、 又はやむを得ない事由が あるときでなければ、復 代理人を選任することが できない(104条)	自由に復代理人を選任す ることができる(105条 前段)
	原則 ^{※2}	選任・監督以外にも責任 を負う (債務不履行の一	選任・監督以外にも責任 を負う
代理人の 責任	例外	般原則に従う)	やむを得ない事由により 選任した場合、選任・監 督についてのみ責任を負 う (105条後段)

(3) 復代理人と本人との関係

復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表します (106条1項)。つまり、復代理人は、代理人の代理人ではなく、本人の代理人となります。

※1 参考

代理人は、復代理人 を選任しても、代理 権を失うわけではな い。

*2 よくある質問



・ 選任・ 監督についてのみ 責任を負

う」と「選任・監督 以外にも責任を負 う」って何が違うん ですか?



▲「選任・ 監督につ いてのみ 責任を負

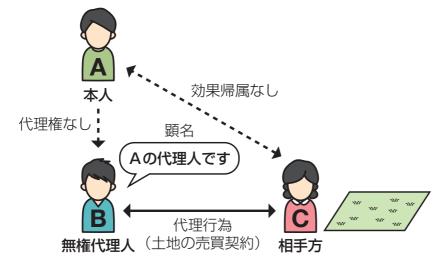
う」とは、代理人の 復代理人に対する選 任・監督が不十分で あったため本人に損 害が生じた場合に限 り、その損害を賠償 する責任を負うとい う意味です。これに 対して、「選任・監 督以外にも責任を負 う」とは、代理人の 復代理人に対する選 任・監督が十分であ ったとしても、本人 に損害が生じた場合 には、その損害を賠 償する責任を負うと いう意味です。

また、復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負います(106条2項)。つまり、復代理人の代理権の範囲は、代理人の代理権の範囲を超えることはできません。**3

4 無権代理

(1)無権代理とは何か

Aは土地を買いたいと思っていなかったにもかかわらず、Bは、Aに無断で、Aの代理人としてCから土地を買ってしまった。



上の事例のように、代理権のない人(B)が本人(A)の代理人として契約する場合を無権代理といい、代理権のないBのことを無権代理人といいます。無権代理の場合、その効果は本人に帰属しないのが原則です(113条1項)。

もっとも、本人にとって有益となる場合もありますから、本人は、事後的に効果帰属を認めることができます。これを**追認**といいます。追認がなされると、無権代理行為の効果は契約の時にさかのぼって本人に帰属します(116条本文)。**4

これに対して、本人が追認拒絶をした場合、無権代理行為の 効果は無効に確定します。

(2) 相手方がとりうる手段

① 催告権

相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に

※3 参考

代理人が代理権を失 えば、復代理人も代 理権を失う。

※4 参考

追認によって第三者 の権利を害すること はできない(116条 ただし書)。 追認をするかどうかを確答すべき旨の**催告**をすることができます (114条前段)。そして、本人がその期間内に確答しないときは、**追認を拒絶したもの**とみなされます (114条後段)。**1 **2**0-28-5、元-28-2

この趣旨は、無権代理の相手方は本人の追認やその拒絶により本人への効果帰属の有無が確定されるまでは不安定な状態に置かれることから、相手方の主導でその効果を確定できるようにする点にあります。

② 取消権

無権代理人がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができます(115条本文)。**2 **2**0-28-1、元-28-5

もっとも、契約の時において代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、取り消すことができません(115条ただし書)。なぜなら、相手方が契約の時に無権代理であることを知っていたときにまで、このような取消権を認めて本人から追認の機会を奪うのは公平でないからです。

③ 無権代理人の責任

無権代理人は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して**履行又は損害賠償**の責任を負います(117条1項)。**3 **4 **過**25-45

もっとも、無権代理人が代理権を有しなかったことにつき相手方が**悪意又は善意有過失**であったとき、又は無権代理人が**行為能力**の制限を受けていたときは、無権代理人の責任を追及することができません(117条 2 項 1 号~ 3 号)。**5 **6 **2** 19-27-4、20-28-2、25-45

(3) 無権代理と相続

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継しますから(896条本文)、無権代理人と本人の間で相続が生じた場合、被相続人と相続人の地位が融合し、追認と似た状況が生ずるのではないかが問題となります。

判例は、以下の表のとおり処理しています。

※1 受験テクニック



無権代理 行為はも ともと効 果が帰属

しないはずのもので すので、確答がない 場合は、追認ではな く追認拒絶をしたも のとみなされると覚 えておきましょう。

^{※2} 参考

取消権が行使される と、契約は初めから なかったことはできない。本人はできない。相手方ので、相手方のは も無権代理ることが きなくなる。 19-27-3

※3 重要判例

相手方は、損害賠償を選択した場合、契約が履行されたならば得たであろう利益(履行利益)を損害賠償として請求することができる(最判昭32.12.5)。

※4 記述対策



無権代理 人の責任 の内容が 「履 行」

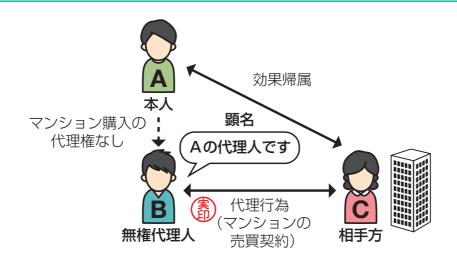
と「損害賠償」の2 つである点は書ける ようにしておきまし ょう。

【無権代理と相続】

無権代理人が	単独相続 ※7	無権代理人が本人の地位を相続した場合、無権代理行為は有効になる(最判昭40.6.18) 20-28-4、28-28-1 ※本人が追認を拒絶した後に死亡したときは、無権代理行為は有効にならない(最判平10.7.17) 20-28-3、28-28-3
が本人を相続	共同相続 ※8	無権代理人が本人の地位を共同相続した場合、共同相続人全員が共同して無権代理行為を追認しない限り、無権代理人の相続分に相当する部分においても、無権代理行為が当然に有効となるものではない(最判平5.1.21) 20-28-4、22-35-エ、28-28-5
本人が無権代理人を相続		①本人は、無権代理行為の追認を拒絶することができる(最判昭37.4.20) 28-28-4 、30-29-イ②本人は、117条に基づく無権代理人の責任を承継する(最判昭48.7.3) 28-28-4 、30-29-イ
無権代理人と 本人の双方を相続		無権代理人の地位を相続した後に本人の地位をも相続した第三者は、無権代理行為の追認を拒絶することができない(最判昭63.3.1) 過 28-28-2

ひょうけんだい り 表 見代理

Aは、土地を買いたいと思っていたので、Bに頼んで、 事例 自分の代わりにCから土地を買ってもらうことにし、契 約に必要な実印をBに渡した。しかし、Bは、この実印を使 い、Aの代理人としてCから土地ではなくマンションを買って しまった。



※5 法改正情報

民法大改正により、 無権代理人が自己に 代理権がないことを 知っていた場合に は、相手方が有過失 であっても、無権代 理人の責任を追及で きるようになった (117条2項2号ただ し書)。

※6 重要判例

117条2項の「過失」 は、軽過失も含むも のであり、重大な過 失に限定されるもの ではない (最判昭 62.7.7)。

*7 用語

単独相続: 1人の相 続人が相続するこ と。

※8 用語

共同相続: 2人以上 の相続人が共同して 相続すること。

上の事例のように、無権代理について本人にも責められるべき点(実印の交付)があり、相手方が有効な代理行為と信じるのも無理がない場合に、その代理行為の効果を本人に帰属させる制度を、表見代理といいます。**1 **23-46**

表見代理には、①代理権授与の表示による表見代理 (109 条)、②権限外の行為の表見代理 (110条)、③代理権消滅後の表見代理 (112条) の 3 種類があります。

【表見代理】

代理権授与の表示による表見代理	代理権授与の表示があり、表示された代理権の範囲 内で代理行為がなされ、相手方が代理権の不存在に つき過失なく知らなかった場合 **2
権限外の行為の 表見代理	代理人が権限外の行為をし、相手方が代理人に権限があると信ずべき正当な理由がある場合 ※3 ※4
代理権消滅後の 表見代理	代理権が消滅した後に、消滅した代理権の範囲内で 代理行為がなされ、相手方が代理権の消滅につき過 失なく知らなかった場合

また、①+②の場合(109条2項)や②+③(112条2項)の場合も表見代理は成立します(表見代理の重畳適用)。

6 代理と使者

代理と類似した制度として、使者というものがあります。**使** 者とは、本人が決定した効果意思を相手方に表示又は伝達する 者のことです。

代理人と使者の異同は、以下のとおりです。

【代理人と使者】

	代理人	使者
意思決定の自由	認められている	認められていない
地位 圖24-28- 1	法律に基づくもの(法定代理)や代理権の授与に基づくもの(任意代理)があるが、必ずしも委任契約による必要はない	雇用契約、請負契約など 多様な契約に基づく
能力 圖24-28-2	意思能力は必要である が、行為能力は不要 (102条本文)	意思能力も行為能力も不要

※1 重要判例

※2 重要判例

請負人は、下請負人に対して請負人の名義を使って工事を計容した場合を許容した場合を対して代理権授与表示(109条1項)をしたものとはされない(大判昭5.5.6)。

※3 参考

権限外の行為の表見 代理が成立するため には、代理人が基本 となる代理権を有し ていることが必要で ある。

※4 重要判例

投資会社の勧誘員 が、事実上他の者を 一切の勧誘行為にあ たらせてきたといる だけでは、他の者を 勧誘員の代理人と て110条を適用する ことはできない(判昭35.2.19)。

法

意思表示の瑕疵の 判断基準 週24-28-3	代理人を基準に判断する (101条 1 項・2項)	本人を基準に判断する
権限外の行為の 効果 過24-28-4	権限外の行為の表見代理 (110条) により有効とな る場合がある	本人の意思と使者の表示 が一致しない場合、錯誤 (95条) により取消しの 対象となる
復任の可否 週24-28-5	代理人は本人に無断で復 代理人を選任できる場合 がある(104条、105条前 段)	使者は本人に無断で他の 者を使者に選任できる

確認テスト

1 代理権が濫用された場合において、代理	浬行為の相手方が代理人の目的
を知り又は知ることができたときは、無権	代理行為とみなされる。

- □□□ 2 制限行為能力者が代理人として行為しても、原則として、代理行為を 行為能力の制限によって取り消すことができる。
- □□□ 3 復代理人は、本人の代理人ではなく、代理人の代理人となる。
- □□□ 4 本人が追認又は追認拒絶をしないまま死亡し、無権代理人が本人を単 独で相続した場合、無権代理行為は有効となる。

1 ○ (107条) 2 × 原則として、取り消すことができない(102条本文)。 **3**×本 人の代理人となる(106条)。 4○(最判昭40.6.18)





学習のPOINT

意思能力・行為能力を欠く者がなした場合や、意思表示に欠陥がある場合は、その法律行為は無効又は取り消しうるものとなります。 ここでは、その無効・取消しについて学習します。

1 無効

(1) 無効とは何か

無効とは、客観的に見て法律行為が法的効力を与えるにふさ わしくない場合のことです。したがって、外見上法律行為が存 在していても、無効な法律行為の効果は当初からまったく生じ ません。

(2)無効行為の追認

無効な行為は、追認をしても効力が生じません(119条本文)。 もっとも、当事者が無効であることを知って追認をしたとき は、新たな行為をしたものとみなされます(119条ただし書)。

2 取消し

(1) 取消しとは何か

取消しとは、いったん効力が生じた行為を初めから無効であったものとみなす行為です(121条)。

(2) 取消権者

取消権者は、以下の者に限られています。

【取消権者】

行為能力の制限によって 取り消すことができる行為	人·同意権者(120条 1 項)** ¹ <mark>過</mark> 24-27- 4
錯誤・詐欺・強迫によって 取り消すことができる行為	瑕疵ある意思表示をした者又はその代理 人・承継人(120条2項)過23-27-ア・ ウ、25-27-エ

制限行為能力者又はその代理人・承継

※1 参考

制限行為能力者は、 取消しの原因となっ た状況が消滅してい なくても、また、法 定代理人などの同意 を得なくても、取消 しをすることができ る。<u>過</u>24-27-4

(3) 取消しの効果

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされ ます(121条)。そして、無効な行為に基づく債務の履行として 給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務(これを原状 □復義務といいます)を負います(121条の2第1項)。

もっとも、それを厳格に要求しては意思無能力者・制限行為 能力者の保護のために無効とした意味が半減してしまいます。 そこで、意思無能力者・制限行為能力者は、その行為によって 現に利益を受けている限度において、返還の義務を負います (121条の2第3項)。過18-27-1、23-27-オ

(4) 取り消しうる行為の追認

取り消すことができる行為は、取消権者が追認したときは、以 後、取り消すことができません(122条)。

この追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、か つ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を 生じません(124条1項)。※2 24-27-4、26-28-1

(5) 法定追認

追認をすることができる時以後に以下の行為がなされた場 合、追認があったものとみなされます(125条)。これを法定追 認といいます。週23-27-イ ^{※3}

【法定追認が生じる事由】

1	全部又は一部の履行
2	履行の請求
3	更改 **4
4	担保の供与
5	取り消すことができる行為によって取得した権利の譲渡
6	強制執行

※2 参考

法定代理人・保佐 人・補助人は、取消 しの原因となってい た状況が消滅した後 でなくても、追認を することができる (124条2項1号)。

*3 過去問チェック

BがAに騙されてA から絵画を購入し、 これをCに転売した 場合、その後になっ てBがAの詐欺に気 がついたとしても、 当該絵画を第三者に 譲渡してしまった以 上は、もはやBはA との売買契約を取り 消すことはできな い。→× (23-27-イ)

※4 用語

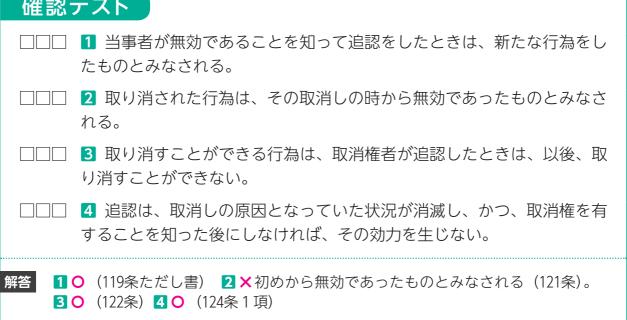
更改:債務の要素を 変更することによっ て、新債務を成立さ せるとともに旧債務 を消滅させる合意の こと。

無効と取消しについてまとめると、以下の表のようになりま す。

【無効と取消しのまとめ】

	無効	取消し
効果	行為の当初から効力が生じない(119条本文)	いったん効力が生じるが、取消しに より行為の当初にさかのぼって効力 が生じなかったことになる(121条)
追認	当事者が無効であることを 知って追認をしたときは、 新たな行為をしたものとみ なされる(119条ただし書)	行為の当初から有効であることが確定する(122条)
主張権者	原則として誰からでも主張 することができる	取消権者のみ主張することができる (120条)
主張期間	制限なし	追認をすることができる時から5年間又は行為の時から20年間行使しないときは、取消権が時効によって消滅する(126条) 23-27-エ、26-28-1

確認テスト





学習のPOINT

法律行為の効力は、通常はその法律行為をなした時点から発生しま すが、効力の発生時期を調整することもできます。その手段が、こ こで学習する条件・期限といったものです。

条件

(1) 条件とは何か

条件とは、契約の効力を、発生するか否かが不確実な事実に かからせる特約のことです。条件には、効力の発生に付けられ る**停止条件**と効力の消滅に付けられる**解除条件**があります。※1 そして、停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時か らその効力を生じ(127条1項)、解除条件付法律行為は、解除 条件が成就した時からその効力を失います(127条2項)。※2 週30-28-ア

なお、条件付法律行為の効果は、以下のとおりです。

【条件付法律行為の効果】

			解除条件
既成条件	条件成就が既に確定 している場合	無条件	無効
(131条)	条件不成就が既に確定 している場合	無効	無条件
不法条件 (132条)	条件が不法な場合や、 不法行為をしないこと が条件の場合	無効	
不能条件 (133条)	社会通念上実現が 不可能な条件の場合	無効	無条件
随意条件	条件が債務者の意思 のみに係る場合 ※3	無効	有効
(134条)	条件が債権者の意思 のみに係る場合	有効	

※1 具体例をイメージ

停止条件の例として は、「大学を卒業し たら時計をプレゼン トする」などが、解 除条件の例として は、「大学を卒業し たら仕送りをやめ る などがある。

※2 参考

当事者が、条件が成 就した場合の効果を その成就した時以前 にさかのぼらせる意 思を表示したとき は、その意思に従う (127条 3 項)。 週30 -28-ア

※3 重要判例

債務者が品質良好と 認めた場合に代金を 支払う旨の条項は、 債務者の意思のみに 係る停止条件を定め たものとはいえず有 効となる (最判昭 31.4.6)。週30-28-1

(2) 条件の成否未定の間における期待権

条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益(期待権)を害することができません(128条)。**1

(3) 条件の成否未定の間における権利の処分

条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分・相続・保存し、又はそのために担保を供することができます(129条)。

(4) 条件成就の妨害

条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意に その条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就し たものとみなすことができます(130条1項)。**2

また、反対に、条件の成就によって利益を受ける当事者が不正に条件を成就させたときは、相手方は条件が成就していないものとみなすことができます(130条 2 項)。 **2**30-28-ウ

2 期限

(1) 期限とは何か

期限とは、契約の効力を、発生するか否かが確実な事実にか からせる特約のことです。

期限には、到来する時期が確定している**確定期限**と、到来する時期が確定していない**不確定期限**があります。****3**

(2) 期限の到来の効果

法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができません(135条1項)。

また、法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅します(135条2項)。

(3) 期限の利益

期限は、**債務者**の利益のために定めたものと推定されます (136条 1 項)。**4

期限の利益は、放棄することができますが、これによって相手方の利益を害することはできません(136条2項)。****5**

※1 参考

条件の成否が未定である間に、当事者が条件の成就を故意に妨げた場合には、期待権侵害による不法行為(709条)が成立することになる。

※2 重要判例

法律上要求されている条件(法定条件)については、130条の規定は適用されない(最判昭36.5.26)。 **2**030-28-エ

※3 重要判例

いわゆる出世払債務は、不確定期限の付いた債務であるから、出世しないことが確定したときでも、返済の義務を免れるわけではない(大判大4.3.24)。 20-28-オ

※4 参考

無償の寄託契約のように債権者のみが期限の利益を有する場合や、利息付の金銭消費貸借契約のように債権者・債務者双方が期限の利益を有する場合もある。

※5 具体例をイメージ

例えば、期限を定めて金銭の貸付がなされた場合、借主は、 期限前に返済することはできるが、期限 までの利息を付さなければならない。

なお、以下の場合には、債務者は、期限の利益を主張するこ とができません(137条)。

【期限の利益の喪失】

- 債務者が破産手続開始の決定を受けた場合
- 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させた場合 2
- 債務者が担保を供する義務を負っているにもかかわらず、これを供 3 しない場合

確認テスト

- □□□ 1 条件には、効力の発生に付けられる解除条件と効力の消滅に付けられ る停止条件がある。
- □□□ 2 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件 の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすこ とができる。
- □□□ 3 期限は、債権者の利益のために定めたものと推定される。
- □□□ 4 期限の利益は放棄することができるが、これによって相手方の利益を 害することはできない。

1 ★解除条件と停止条件が反対である。 2 ○ (130条1項) 3 ★ 「債務者」の利 解答 益のために定められたものと推定される(136条1項)。 4○(136条2項)





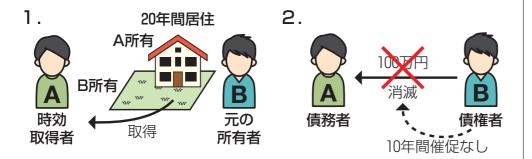
学習のPOINT

ここでは、権利や義務が時の経過によって変動したり消滅したりする場合について学習します。頻出分野ですので、条文・判例ともに じっくり読み込んでおきましょう。

一時効とは何か



- 1. Aは、Bの所有する土地を自分の土地だと思って建物を建てて20年間住んでいた。
- 2. Aは、Bから100万円を借りていたが、10年間返済の催促を されなかった。



時効とは、真の権利関係とは異なる事実状態が長期間継続した場合に、この事実状態に即して新たな権利関係を作り出す制度のことです。

そして、事例1のように、事実上権利者であるかのような状態を継続する人(A)に権利を取得させるものを**取得時効**、事例2のように、権利を行使しない状態を継続する人(B)の権利を消滅させるものを**消滅時効**といいます。

2 時効の効力

(1) 発生時期

時効の効力は、その**起算日**にさかのぼって発生します(144 条)。

法

したがって、事例1では、Aは、Bの所有する土地に建物を 建てて住み始めた時にさかのぼってこの土地の所有権を取得し たものとされます。

また、事例2では、Aは、Bから100万円を借りた時にさか のぼって貸金債権が消滅したものとされます。

(2) 時効の援用

時効の援用とは、時効の利益を受ける旨の意思表示のことで す。

時効の完成に必要な期間が経過しても、直ちに時効の効力が 発生することになるわけではなく、**当事者が援用**しなければ時 効の効力は発生しません(145条)。この趣旨は、時効の利益を 受けることを潔しとしない当事者の意思を考慮する点にありま す。週元-27-ア

ここにいう「当事者」として時効を援用することができる者 は、以下の表のとおりです。※1

【時効の援用権者】

当たる者 当たらない者 ①主たる債務につき保証人(145条 ①一般債権者(大決昭12.6.30) かっこ書) 328-27-イ、元-27-エ ②先順位抵当権の被担保債権につ き後順位抵当権者(最判平11. ②被担保債権につき物上保証人 (145条かっこ書) 過28-27-ア、元 10.21) <u>10.21</u> 21-28-D、23-28-5、 -27-I 28-27-I ③被担保債権につき第三取得者 ③取得時効が問題となる土地上の (145条かっこ書) 28-27-オ、元 建物賃借人(最判昭44.7.15) -27-I **週**21-28-B、25-32-ア ④被保全債権につき詐害行為の受益 者(最判平10.6.22) 過28-27-ウ

(3) 時効の利益の放棄

時効の利益の放棄とは、時効の援用と反対に、時効の利益を 受けない旨の意思表示をすることです。*2

時効の利益は、あらかじめ放棄することができません(146 条)。この趣旨は、高利貸しなどによって無理やり時効の利益 を放棄させられることを防止する点にあります。

受験テクニック



この表に はこれか ら学習す る内容が

多く含まれています ので、物権・債権を 学習した後で読むと スムーズに理解でき るでしょう。

※2 重要判例

消滅時効が完成した 後に、債務者が債務 の承認をした場合に おいて、時効完成の 事実を知らなかった ときは、時効の利益 を放棄したものと推 定されるわけではな いが、以後その完成 した消滅時効を援用 することは信義則上 許されない(最大判 昭41.4.20)。

3 時効の完成猶予・更新

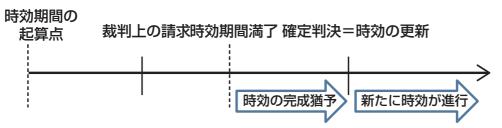
(1) 時効の完成猶予・更新とは何か

時効の完成猶予とは、時効の完成を一定期間猶予すること (既に経過した時効期間はそのまま)です。*1 *2

他方、**時効の更新**とは、既に経過した時効期間をリセットして新たに時効期間を計算し直すことです。

例えば、裁判上の請求をした場合、時効の完成が猶予され(147条1項)、確定判決によって権利が確定したときは、時効の更新により新たに時効が進行します(147条2項)。

【裁判上の請求の場合の時効の完成猶予・更新】



(2) 催告(裁判外での請求)による時効の完成猶予

催告があったときは、その時から6ヶ月を経過するまでの間は、時効は完成しません(150条1項)。

また、催告によって時効の完成が猶予されている間にされた 再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しません(150条2 項)。

【催告による時効の完成猶予】



(3) 承認による時効の更新

承認とは、権利の存在を知っていることを示すことです。 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその 進行を始めます(152条 1 項)。**3

※1 重要判例

※2 法改正情報

民法大改正により、権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときも、時効の完成猶予が認められることになった(151条)。

※3 参老

時効の更新の効力を 生ずべき承認をする には、相手方の権利 についての処分につ き行為能力の制限を 受けていないことを は権限があることを 要しない(152条2項)。

【承認による時効の更新】



(4) 時効の完成猶予・更新の効力が及ぶ者の範囲

時効の完成猶予・更新は、その事由が生じた当事者及びその 承継人の間においてのみ、その効力を有するのが原則です (153条)。****4 週**22-28-5

(5) その他の時効の完成猶予事由

時効の完成猶予が認められるのは、以下の場合です。

【時効の完成猶予】

完成猶予事由	完成猶予期間
時効の期間の満了前6ヶ月以内の 間に未成年者・成年被後見人に法 定代理人がないとき(158条 1 項)	行為能力者となった時又は法定代理 人が就職した時から6ヶ月 週 21- 28-E
未成年者・成年被後見人がその財産を管理する父母・後見人に対して権利を有するとき(158条2項)	行為能力者となった時又は後任の法 定代理人が就職した時から6ヶ月
夫婦の一方が他の一方に対して権 利を有するとき(159条)	婚姻の解消の時から6ヶ月
債権が属する相続財産について管理する者がいないとき(160条)	相続人が確定した時、管理人が選任 された時又は破産手続開始の決定が あった時から6ヶ月
時効の期間の満了の時に当たり、 天災その他避けることのできない 事変のため裁判上の請求等、強制 執行等に係る手続を行うことがで きないとき(161条)	障害が消滅した時から3ヶ月

4 取得時効

取得時効には、所有権 ※6 の取得時効と、所有権以外の財産 権の取得時効の2種類があります。

※4 重要判例

債務者の承認により 被担保債権の時効が 更新した場合、物上 保証人も、被担保債 権の消滅時効を援用 することができない (最判平7.3.10)。 過 21-28-A、22-28-1

^{※5} よくある質問



❶ 「取得 時効」と 「時効取 得」は語

句が似ているけど、 その意味に違いがあ るんですか?



▲「取得 時効しと は、一定 の事実状

態が長年継続してい る場合に、その事実 状態のとおりに権利 を取得させる制度の ことです。つまり、 「取得時効制度」の 「制度」の部分が省 略された用語です。 これに対して、「時 効取得」とは、実際 にある権利を時効に よって取得したこと を意味します。つま り、「時効によって 取得したこと」の [によって] [したこ としの部分が省略さ れた用語です。

※6 用語

所有権:自分のもっ ている物を自由に使 用・収益・処分する 権利のこと。

(1) 所有権の取得時効

① 要件

所有権の取得時効の要件は、①**所有の意思**をもって、②**平穏** に、かつ、**公然**と、③**他人の物**を占有し、④**時効期間**を経過したことです(162条 1 項・2 項)。**1

④時効期間は、占有を始めた時に他人の物であることを過失なく知らなかった場合(**善意無過失**といいます)は**10年間**(162条 2 項)、それ以外の場合は**20年間**(162条 1 項)です。 **10**18-29-1、19-27-2、29-30

【所有権の取得時効の要件】

①所有の意思	権利の性質から客観的に判断して、所有者として所持 していること **2
②平穏・公然	平穏とは、暴力的に占有を奪ったりしないことであ り、公然とは、占有を隠匿していないことである
③他人の物 ※3	物には不動産のみならず動産も含まれる
④時効期間(善 意無過失)	善意無過失なら10年、それ以外なら20年

② 立証の緩和

10年・20年といった長期間、所有の意思を持ち平穏・公然に 占有していたことや、10年も前の占有の始めに善意であったこ とを証明するのは困難ですので、これらの要件については立証 を緩和する必要があります。

そこで、占有者は、**所有の意思**をもって、**善意**で、**平穏**に、かつ、**公然**と占有をするものと推定されます (186条1項)。**4 **5

また、前後の両時点において占有をした証拠があるときは、 占有は、その間継続したものと推定されます(186条2項)。

(2) 所有権以外の財産権の取得時効

所有権以外の財産権の取得時効の要件は、①自己のためにする意思をもって、②平穏に、かつ、公然と、③他人の財産権を行使し、④時効期間を経過したことです(163条)。なお、時効期間については、所有権の取得時効の場合と同様に、善意無過失の場合は10年間、それ以外の場合は20年間です。

所有権以外の財産権の取得時効の対象となるのは、用益物権

※1 記述対策



所有権の 取得時効 の要件は 書けるよ

うにしておきましょ う。

※2 具体例をイメージ

例えば、泥棒には所有の意思があるが、 賃借人には所有の意 思がない。

※3 重要判例

所有権に基づいて不動産を占有していた場合(自己の物である場合)でも、取得時効は成立する(最判昭42.7.21)。

※4 重要判例

これに対して、占有 者の無過失は推定さ れない(最判昭 46.11.11)。

^{※5} 記述対策



186条 1 項の推定 がなされ る結果と

して、所有権の取得 時効の要件を立証し なくて済む点は書け るようにしておきま しょう。 (地上権・永小作権・地役権)や質権などです。これに対して、直接法律の規定によって成立する権利(留置権・先取特権)は、取得時効の対象となりません。**6

5 消滅時効

消滅時効が完成する期間は、以下のとおりです。

	起算点	期間
債権	権利を行使することができることを知った時から (主観的期間)	5年
	権利を行使することができる時から(客観的期間)	10年 ^{※7}
債権・所有権 以外の財産権	権利を行使することができる時から	20年
所有権	消滅時効にかからない ^{*8}	

もっとも、確定判決 **9 によって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とされます(169条1項)。なぜなら、その存在が公的に確定された債権について再び短期の時効を適用するのでは煩わしいからです。

消滅時効の起算点については、履行遅滞の起算点とセットで 押さえておくとよいです。

※6 重要判例

土地賃借権については、163条の要件に加えて、土地の数年というな用益というの事実が存在したがあり、を在が受けるとができるというできるというできる(最判昭43.10.8)。

※7 法改正情報

民法大改正により、 人の生命・身体の侵 害による損害賠償請 求権の消滅時効の客 観的期間は、20年間 に延長された(167 条)。

※8 重要判例

所有権に基づく登記 請求権も、消滅時効 にかからない(最判 平7.6.9)。 **21-28-**C

※9 用語

確定判決:通常の上訴という手段では取り消すことができない状態に至った判決のこと。

【消滅時効と履行遅滞の起算点】

【冷川の一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、			
	消滅時効の起算点	履行遅滞の起算点	
確定期限 ある債権	期限到来時	期限到来時(412条 1 項)	
不確定期限ある債権	期限到来時 **1	債務者が期限到来後履行の請求を受けた時又は期限の到来を知った時のいずれか早い時(412条2項) 28-33-1、3-31- エ	
期限の定め のない債権	債権成立時	履行の請求を受けた時 (412 条3項) 過 3-31-オ	
返還時期の 定めのない 消費貸借	消費貸借契約の時から相当 期間の経過後	貸主が返還の催告をしてから 相当期間の経過後(591条 1 項)	
債務不履行 による損害 賠償請求権	本来の債務の履行を請求で きる時(最判平10.4.24)	履行の請求を受けた時(412 条3項)	
不法行為に よる損害賠 償請求権	①被害者又はその法定代理 人が損害及び加害者を 知った時(724条1号) ②不法行為時(724条2号)	不法行為時(最判昭37.9.4)	

*1 引っかけ注意!



不確定期 限ある債 権は、債 務者が期

確認テスト

□□□ 1 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所はこれによって裁判をする ことができない。
□□□ 2 時効の完成猶予・更新は、その事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有するのが原則である。
□□□ 3 10年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を悪意で占有した者は、その所有権を取得する。
□□□ 4 所有権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
解答 1 ○ (145条) 2 ○ (153条) 3 × 悪意の場合、20年間の占有が必要である(162 条 1 項)。 4 × 所有権は消滅時効にかからない(166条 2 項)。